平成２５年（フ）第５７００号
東京都足立区古千谷本町４丁目８－８－301
破産者　鈴木　高子
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７０３号
東京都荒川区西尾久２丁目14－５
破産者　音羽　　靖
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７０４号
東京都荒川区西尾久２丁目14－５
破産者　音羽　淳子
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７６２号
東京都足立区千住大川町６－１－402
破産者　平林　絵美
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７８２号
東京都杉並区西荻北２丁目23－５－203
破産者　橋口　秀司
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７８４号
東京都大田区田園調布５丁目45－２
破産者　立石　雅之
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８２２号
東京都中野区江古田２丁目12－22
破産者　和地　正晃
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８２３号
東京都荒川区東尾久５丁目39－16－201
破産者　松本　正志
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８５３号
神奈川県相模原市緑区橋本４丁目９－28－101
破産者　高田　由紀（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４号
新潟県糸魚川市大字梶屋敷字向川原1144番地６
破産者　東邦石産株式会社
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第４８号
新潟県妙高市大字関山6087番地
破産者　有限会社燕温泉ホテル朝日屋
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１１７号
新潟県上越市木田３丁目７番37号
破産者　文化印刷株式会社
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２１０号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地
破産者　有限会社蓮池ホテル
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１８号
広島市中区国泰寺町１丁目５－31－501・502、商業登記簿上の本店所在地広島市中区国泰寺町１丁目３番13号
破産者　株式会社ユニティ
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４４０号
東京都あきる野市菅生1784番地
破産者　株式会社テック精密工業
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３３５号
東京都西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷585番地７
破産者　有限会社エッセンシャル
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１８号
京都市西京区牛ヶ瀬青柳町12番地
破産者　有限会社イセムラ
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
徳島県阿南市富岡町今福寺49番地７
破産者　有限会社靴のあたけ
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第９０４号
京都市中京区御幸町通夷川上る松本町578番地４、開始決定時の住所千葉市若葉区愛生町91番地５
破産者　篠原　尚幸
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２２５号
千葉市若葉区西都賀５丁目37番６号
破産者　小島　淳代
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２７２号
千葉県船橋市古作２丁目１番19号
破産者　株式会社ウイング
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２７３号
千葉市花見川区幕張本郷７丁目17番21号　幕張本郷ハイツ201号
破産者　門脇　亜希
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係